

## 双葉町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、その設置に要する経費について、予算の範囲内において、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和41年双葉町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、昭和63年建設省告示第342号の構造基準に定められたものであって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、前条第2号に定める合併処理浄化槽であって、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽で双葉町合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱に基づき、合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する経費（以下「設置経費」という。）で、別表に定める額を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対する補助金の額は、設置経費で、町長が認める額とする。

- (1) 双葉町都市計画下水道事業（双葉町公共下水道）の事業計画の変更認可（令和元年11月19日付け福島県指令都第856号）により事業計画から除外された区域（以下「除外区域」という。）に令和2年3月4日以後合併処理浄化槽を設置する者であって、平成23年3月11日時点で除外区域における双葉町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（昭和62年条例第25号。以下「負担金条例」という。）第2条に規定する受益者であり、かつ、負担金条例に基づき都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条に規定する受益者負担金の全部を負担した者（負担金条例に基づき受益者負担金の徴収を猶予又は減免された者を含む。）
- (2) 補助金の額を町長が認める額とすることが真に必要と認められる者（補助金交付申請）

第5条 補助金交付申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 全国合併処理浄化槽普及促進協議会の行う登録制度において登録されている合併処理浄化槽にあつては、登録証の写し並びに登録浄化槽管理票

- (3) 設置場所の案内図
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 撤去しようとする単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の位置図及び写真
- (6) 浄化槽整備士免状の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類  
(交付決定及び通知書)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。  
(変更承認申請書)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合において、町長がこれを適当と認めるときは、当該申請をした者に対して、第5号様式により通知するものとする。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。  
(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内（第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（第6号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 施工状況を明らかにする写真
- (4) 工事費請求書又は領収書の写し
- (5) 産業廃棄物管理票
- (6) 保証登録証
- (7) 竣工図
- (8) その他、町長が必要と認める書類  
(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定した補助金額確定通知書（第7号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第8号様式）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消）

第11条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取消した場合は、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 9月 1日から施行する。

別 表

人槽区分	限度額	
	新築・改築等	既存単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽へ 転換する場合、又は東日本大震災により使用不能となった合 併処理浄化槽を完全に撤去し同一敷地内に新たな合併処理 浄化槽を新設する場合は、さらに 45,000 円を撤去費用とし て加算する。
5人槽	332,000 円	
6～7人槽	414,000 円	
8～10人槽	548,000 円	